

農地での焼却行為、これは「火入れ」なの？？

「森林法」において、森林の周囲1km範囲内の林地・農地等で、土地に生えている立木竹や雑草等を面的に焼却する行為は禁止されています。ただし、一定の要件を満たす場合に限り、市町村長の許可を得て実施することが可能です。

①田の畔や用水路沿いの草や葦を刈り取って、数カ所に集めて燃やす。

火入れではありません

※農業・林業を営むためにやむを得ないと認められる場合のみ、例外的に焼却することができます。近隣への配慮をお願いします

最寄りの消防署へ「火災とまぎらわしい行為の届出書」の提出が必要です！

②田の畔や水路沿いの草や葦を刈り取らず、生えたままの状態の草や葦に火を入れて、畔や水路沿いを面的に燃やす。

火入れです！

※害虫駆除を目的に行う場合のみ、各種要件を満たした場合に許可されます。

市に「火入れ許可申請書」を提出し、許可を得る必要があります！

※「火入れ許可申請書」を提出し許可を得る場合は、消防署への「火災とまぎらわしい行為の届出書」の提出を省略できます。

③田の畔や水路沿いの草や葦を刈り取って、畔や水路沿いを面的に燃やすために必要最低限の刈草を残し、畔や水路沿いを面的に燃やす。

火入れです！

※害虫駆除を目的に行う場合のみ、各種要件を満たした場合に許可されます。

市に「火入れ許可申請書」を提出し、許可を得る必要があります！

※「火入れ許可申請書」を提出し許可を得る場合は、消防署への「火災とまぎらわしい行為の届出書」の提出を省略できます。

④田畠に、庭などで刈り取った草や枯草、剪定した枝木などを持ち込んで燃やす。

火入れではありません

屋外での廃棄物の焼却(野焼き)は禁止されています

⑤田畠で、農業経営上で発生した廃材等を燃やす。

火入れではありません

屋外での廃棄物の焼却(野焼き)は禁止されています

「火入れ」の許可を得るには、火入れ地の所有者または管理者の承諾を得なければなりません。また、火入れする面積の制限や、当日配置する従事者数の定め、防火計画・防火設備の準備など、法令に基づく要件を満たす必要があります。詳しくは下記問い合わせ先までお問い合わせください。

【「火入れ」に関するお問い合わせ先】

龍ヶ崎市役所 市民経済部 農業政策課 TEL 0297-64-1111 内線411・412

「野焼き」と「火入れ」は、

届出等の取り扱いが異なります

「野焼き」「**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**」において、一部の例外を除き、屋外での廃棄物の焼却(野焼き)は禁止されています。

【「一部の例外」に該当する内容】

- ①農業・林業を営むためにやむを得ないものとして行われる場合
(田んぼの畔焼き、稻わら等の焼却)
- ②風俗慣習上又は宗教上の行事のために必要な場合
(どんど焼き、正月しめ縄・門松のお焚き上げなど)
- ③生活環境に与える影響が軽微である場合
(たき火など)

※「一部の例外」に該当していても周辺住民の方の生活環境への影響が確認された場合には、焼却の中止をお願いすることがあります。

最寄りの消防署へ
「火災とまぎらわしい行為の届出書」の提出が必要です！

【問い合わせ先】
稻敷広域消防本部
龍ヶ崎消防署
TEL 0297-62-5131

【「野焼き(廃棄物の焼却)」に関するお問い合わせ先】

龍ヶ崎市役所 都市整備部 生活環境課 TEL 0297-64-1111 内線421・427

「火入れ」「**森林法**」において、森林の周囲1km範囲内の林地・農地等で、土地に生えている立木竹や雑草等を面的に焼却する行為は禁止されています。

ただし、以下の内容に該当する場合に限り、市町村長の許可を得て実施することができます。

- 【目的】 ①造林のための地ごしらえ
②開墾準備 ③害虫駆除 ④焼畑

【面積】 2haまで

【森林との位置関係】 森林から 1km の範囲内

【その他主な留意事項】

- ・火入地の所有者または管理者の承諾が必要です
- ・責任者を定め、申請時には、火入地の周辺現況や防火の設備、防火計画、定められた人数の従事者の配置など必要事項を明示しなければなりません
- ・火入地の周囲 1km の範囲内の立木竹の所有者等に、予め実施内容を通知しなければなりません
- ・火入地の周囲に、幅 5m(風下等の場合は 10m)以上の防火帯を設け、可燃物を除去しなければなりません

市に「火入れ許可申請書」を提出し、許可を得る必要があります！

※「火入れ」は、土地に生えている雑草等を面的に焼却する行為であり、農地で、刈り取った稻わら・もみ殻や残菜等を焼却する行為は「火入れ」には当たりません。

※「火入れ」に当たらない「野焼き」、森林の周囲 1km 範囲外での火入れ行為は、上記欄で示した消防署への「火災とまぎらわしい行為の届出書」の提出のみが必要です。申請書類は、実施予定日の 14 日前までに提出してください。

市は、上記のほか気象状況見通し等の総合的判断から、周囲への延焼のおそれがないと認めた場合に許可証を交付します。詳細についてはお問い合わせください。

【「火入れ」に関するお問い合わせ先】

龍ヶ崎市役所 市民経済部 農業政策課 TEL 0297-64-1111 内線411・412